# 髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 市
 丸
 内

 一丁目2番20号
 2番20号
 日

 毎
 週
 2
 回

 (少曜日・金曜日)

目 次

## 規則

- ◎高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則
- ◎高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

## 規則

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。

令和3年2月12日

高知県知事 濵田 省司

#### 高知県規則第4号

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例(令和2年高知県条例第36号)附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、令和3年2月14日とする。

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月12日

高知県知事 濵田 省司

### 高知県規則第5号

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則(平成27年高知県規則第85号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「高等学校(」を「高等学校(後期課程を置く中等教育学校を含むものとし、これらに置かれる」に改め、「以下この号及び」及び「、特別支援学校の高等部」を削り、「掲げるもの」を「掲げるもの(県外の高等学校等を含まないものとする。)」に改め、同条第2号中「の高等部」を「(高等部を置くものに限る。)」に改め、同条第9号中「学校教育法」を「学校教育法(昭和22年法律第26号)」に改め、同号を同条第12号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (10) 条例別表第1(18)の2の項に掲げる県の機関が行う事務 専攻科を置く公立の高等学校の学校長
- (11) 条例別表第 1 (18)の 3 の項に掲げる県の機関が行う事務 専攻科を置く国公立の高等学校(県外の高等学校等を含ま ないものとする。) の学校長

第2条第7号及び第8号を削り、同条第6号中「高等学校(学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は私立学校に該当するものを除く。)の学校長」を「公立の高等学校の設置者」に改め、同号を同条第9号とし、同条第5号中「高等学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する私立学校に該当するものを除く。)」を「国公立の高等学校(後期課程を置く中等教育学校を含む。第11号において同じ。)(県外の高等学校等を含まないものとする。)」に改め、同号を同条第8号とし、同条第4号の次に次の3号を加える。

- (5) 条例別表第1(9)の2の項に掲げる県の機関が行う事務 専攻科を置く私立の高等学校(後期課程を置く中等教育学 校を含む。次号において同じ。)又は特別支援学校(高等部 を置くものに限る。)の学校長
- (6) 条例別表第1(9)の3の項に掲げる県の機関が行う事務 専攻科を置く私立の高等学校(県外の高等学校等を含まな いものとする。)の学校長
- (7) 条例別表第1(9)の4の項に掲げる県の機関が行う事務 私立の小学校(前期課程を置く義務教育学校を含む。)、 中学校(後期課程を置く義務教育学校及び前期課程を置く中 等教育学校を含む。)又は特別支援学校(小学部又は中学部 を置くものに限る。)の学校長

第8条中「高等学校等」を「高等学校等(県外の高等学校等を 含む。)」に改める。

第9条第1号中「高等学校等を」を「高等学校等(県外の高等

学校等を含む。)を」に改め、同条第2号中「高等学校等を」を 「高等学校等(県外の高等学校等を含む。)を」に、「受給する 者の」を「受給する者又はその」に改める。

第10条中「経済的理由から授業料の納付が困難となった」を削り、「対する授業料減免措置」を「対して授業料等減免措置」に改める。

第11条の2中「別表第1(9)の2の項」を「別表第1(9)の4 の項」に改め、同条を第11条の4とし、第11条の次に次の2条を加える。

- **第11条の2** 条例別表第1(9)の2の項の規則で定める事務は、 次に掲げる事務とする。
- (1) 県が実施する私立の高等学校等の専攻科に在学する生徒であって低所得世帯に属するものに対する授業料に係る支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 県が実施する私立の高等学校等の専攻科に在学する生徒であって低所得世帯に属するものに対する授業料に係る支援金を受給する者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 第11条の3 条例別表第1(9)の3の項の規則で定める事務は、 県が実施する私立の高等学校等(県外の高等学校等を含む。) の専攻科に在学する生徒であって低所得世帯に属するものに対 する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る 事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務と する。

第17条中「国公立の高等学校等」を「県立高等学校又は国公立 の高等学校等(県外の高等学校等を含む。)」に改める。

第18条第1号中「高等学校等を」を「高等学校等(県外の高等学校等を含む。)を」に、「再び」を「再び県立高等学校又は」に改め、同条第2号中「高等学校等を」を「高等学校等(県外の高等学校等を含む。)を」に、「再び」を「再び県立高等学校若しくは」に改める。

第20条の次に次の2条を加える。

- **第20条の2** 条例別表第1(18)の2の項の規則で定める事務は、 次に掲げる事務とする。
  - (1) 県が実施する県立高等学校又は公立の高等学校の専攻科 に在学する生徒であって低所得世帯に属するものに対する授 業料に係る支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実 についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - (2) 県が実施する県立高等学校又は公立の高等学校の専攻科 に在学する生徒であって低所得世帯に属するものに対する授 業料に係る支援金を受給する者の保護者等の収入の状況の届 出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出 に対する応答に関する事務